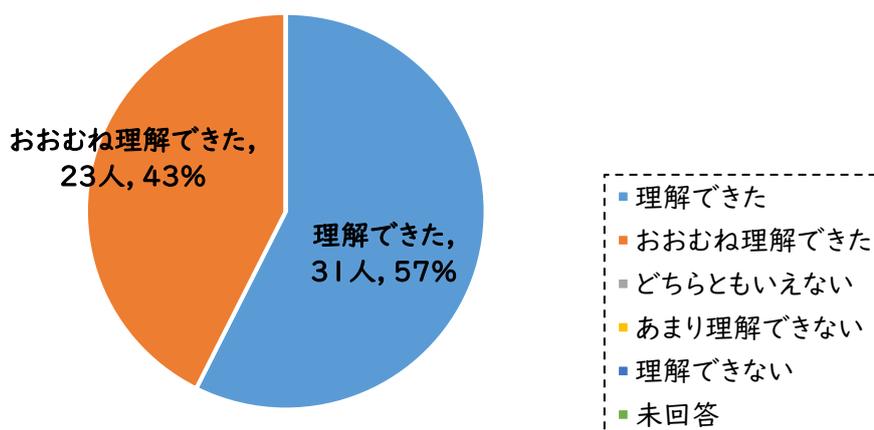


3 資料編

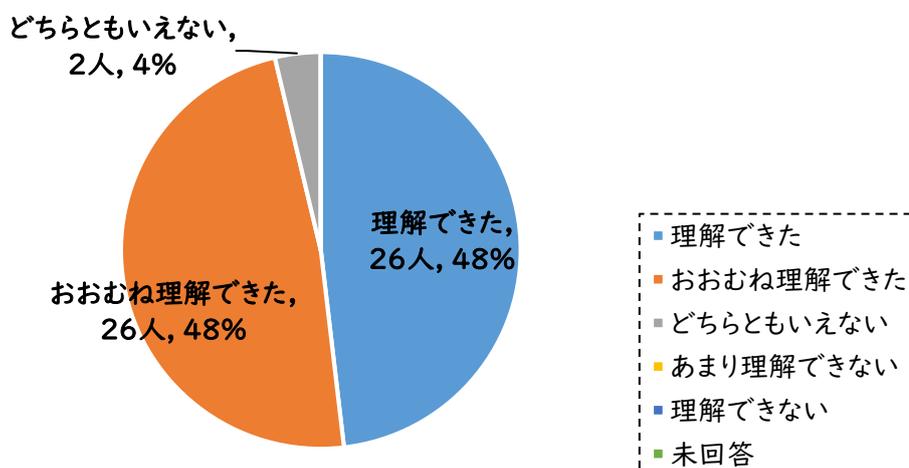
(1) 成果報告会アンケート結果

日時：令和2年2月18日（火）午後1時～午後2時30分
場所：本庁舎5階第1委員会室
参加者数：65人
アンケート回収数（回収率）：54件（83.08%）

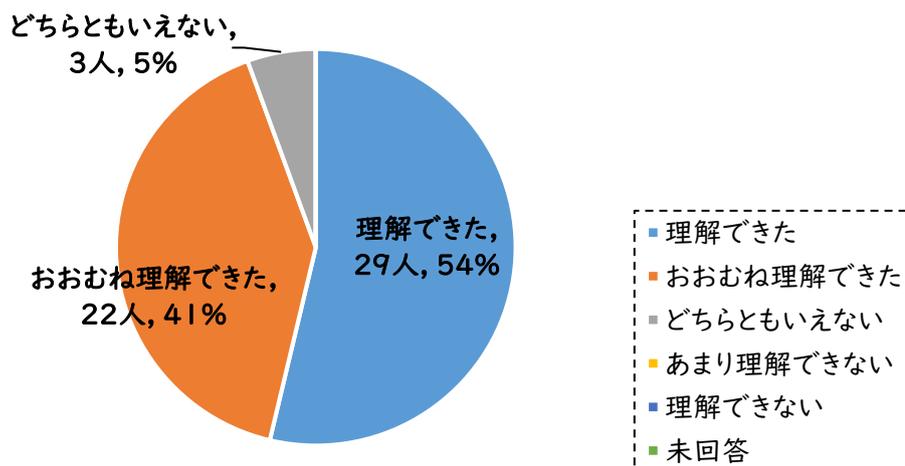
問1 報告会の内容について、どのくらい理解できましたか。
【報告会の全体の内容】



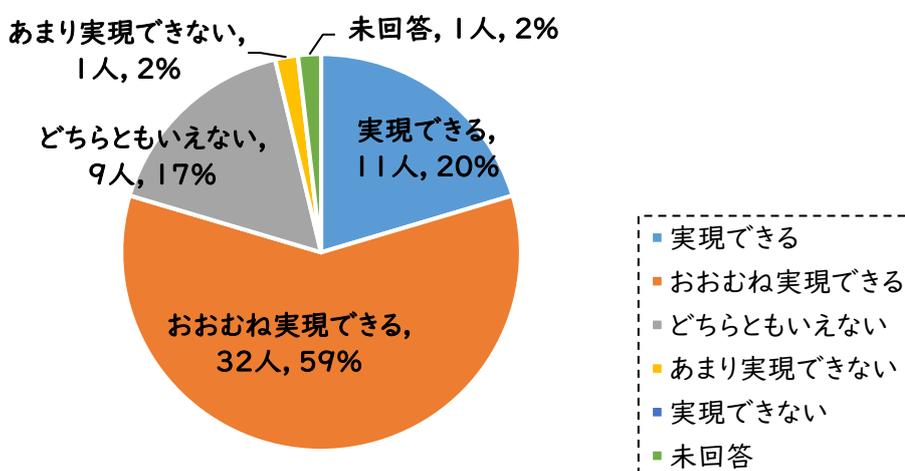
【データ等の内容や分析結果】



【施策提言の内容】



問2-1 報告会の内容について、実現できると思いましたか。

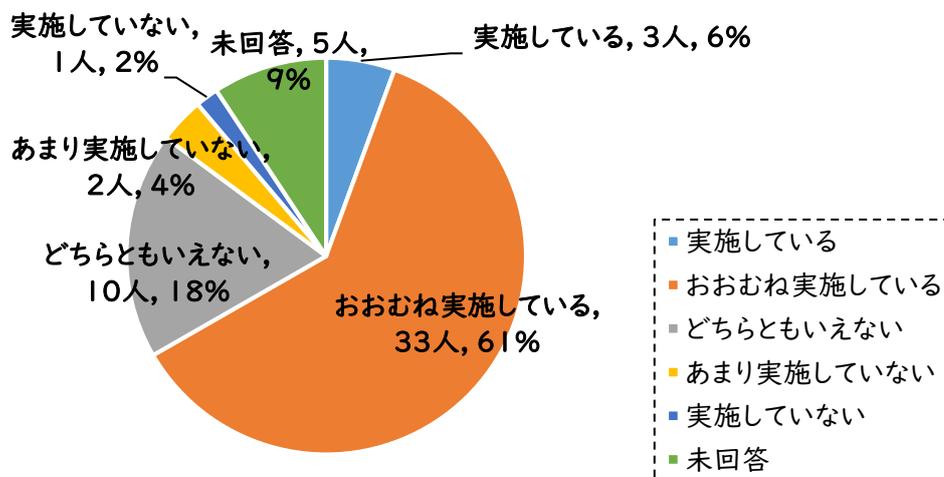


問2-2 問2-1で「どちらともいえない」「あまり実現できない」「実現できない」と回答された方は、なぜそう思うか記入してください。

【主な回答】

- ・本市の企業と具体的に連携できる取組を示してほしかった。
- ・民間企業という相手が必要な提案であり、企業の多様性など、本市の状況を鑑みると、企業がメリットを得られる取組とするのは、少し難しいのではないか。
- ・市としての優先順位や市が行うことの限界など、困難な部分が多い。
- ・もっと具体的な施策でないと、実効性が担保されない。
- ・提案の企業紹介のホームページなどは、作るだけでなく、どのようにそのページへ閲覧者を誘導するかが問題である。
- ・企業との連携の場面で、企業が求めるような専門知識や経験を持つ人材が市にあるのか少し疑問である。
- ・限られた人員では実現は無理と思う。実現するには、体制の整備が急務である。

問3-1 施策立案や事業実施に当たっては、的確なデータ収集と分析が必要と考えますが、あなたの課等では、この視点を持って常に事業等を実施していると思いますか。



問3-2 問3-1で「どちらともいえない」「あまり実施していない」「実施していない」と回答された方は、なぜそう思うか記入してください。

【主な回答】

- ・ 日常業務への対応で手いっぱいであるため。
- ・ データが重要であるという視点を持った職員が少ない。
- ・ 業務上、データの分析をする機会がない。
- ・ 経験や感覚に基づく方法での事業運営がされている。

問4 定住促進プロジェクトで、今後検討テーマとして取り上げる必要があると思うものは何ですか。

【主な回答】

- ・ 定住促進プロジェクトで、何か一つ事業を立ち上げてやってみてはどうか。
- ・ 持家を検討している方を対象とし、不動産業界などと連携し、ICTを活用したマッチング事業について
- ・ 子どもが興味を持つまちづくりについて
- ・ 事務事業の見直し
- ・ 定住促進プロジェクト本体や今回の成果報告会などへの民間の人材を参加させてはどうか。
- ・ 人口増加について
- ・ 職員の意識改革。一歩先に進める人材育成
- ・ 職員の本市への定住促進
- ・ 自然や景観、文化、歴史、芸術など、もう少し幅広くシビックプライドについて考えてはどうか。
- ・ 学校との連携
- ・ 住民が必要としている交通機関は何か。

問5 その他、意見等がございましたら御記入ください。

【主な回答】

- ・提案の企業の合同説明会は、既にやっているものもある。その中でも、大学生に対してなど、現段階で成果を出すのが難しいものなどについて、担当課と連携して取り組んでほしい。
- ・市の事業として行う上で、企業との距離感が難しいと感じた。
- ・企業と市民の橋渡しを市が行うのであれば、企業や市民それぞれのニーズや状況の理解が大切である。
- ・人口の流出を防ぐためには、子どもたちに龍ヶ崎のよさを実感させ、将来も龍ヶ崎に住みたいと思ってもらえる教育をしていくことが大切である。今回の報告の視点を入れたカリキュラムが必要と感じた。
- ・報告会の内容を聞いて、どんな業務であっても「地元愛」を持って対応していきたいと思った。
- ・データを収集し、メリット・デメリットを分析することは、事業や施策の企画段階で重要なことではあるが、結果を引き出すための意図的な分析は、してはいけないことを意識して、分析してほしい。
- ・市と企業双方の利益にかなうのか、という視点も念頭に置いておいてほしい。
- ・転入者や転出者が「なぜ」転入し、転出するのか、その点をピンポイントに攻めていくとよいのではないか。
- ・若手職員は、積極的に庁外へ出て、市民や企業の意見に耳を傾けてほしい。

(2) 龍ヶ崎市定住促進プロジェクト設置規程

龍ヶ崎市定住促進プロジェクト設置規程

制定 平成30年4月27日
龍ヶ崎市訓令第12号
改正 平成31年4月1日
龍ヶ崎市訓令第7号

(設置)

第1条 人口減少が予測される中，人が集まる魅力ある都市づくりを推進し，人口を呼び込み，人口を減らさないための定住促進施策に関して必要な調査検討を行うとともに，市内の連携した取組を促進するため，龍ヶ崎市定住促進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトは，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人口動態等定住促進に係る基礎的情報の調査及び分析に関すること。
- (2) 定住促進に係る既存の事務事業の見直し等及び新たな事務事業の創出の検討に関すること。
- (3) 定住促進に係る先進事例等の調査研究に関すること。
- (4) 定住促進に係る市内の連絡調整に関すること。
- (5) 定住促進に係る事務事業のうち，プロジェクトで実施するものとして市長が認めるものの実施に関すること。
- (6) その他定住促進に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトは，次に掲げる者（以下「構成員」という。）のうち，15人以内をもって組織する。

- (1) 財政課，企画課，シティセールス課，こども家庭課，市民窓口課，税務課，交通防犯課，商工観光課，農業政策課，都市計画課，都市施設課，教育総務課，文化・生涯学習課又は指導課に所属する職員であって希望するもののうち，市長が選出したもの
- (2) 前号の規定により選出された職員の所属課以外の課等に所属する職員であって定住促進に関し問題意識を持ち，募集に応じたもののうち，市長が選出したもの

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 プロジェクトにリーダー及びサブリーダーを置き，構成員の互選により選出する。

- 2 リーダーは，プロジェクトを代表し，会務を総理する。
- 3 サブリーダーは，リーダーを補佐し，リーダーに事故があるとき，又はリーダーが欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトの会議（以下「会議」という。）は、リーダーが必要に応じて招集し、リーダーが議長となる。

2 リーダーは、必要に応じて会議に関係職員、学識経験者その他関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 プロジェクトは、会議において調査検討した結果及びプロジェクトで実施した事務事業の実施状況について、庁議又は庁議の構成員が出席する報告会等において報告するものとする。

(庶務)

第7条 プロジェクトの庶務は、市長公室企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトの運営に関し必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年4月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

(3) 龍ヶ崎市定住促進プロジェクト設置要領

龍ヶ崎市定住促進プロジェクト設置要領

平成30年4月 市長公室企画課
(平成31年4月改訂)

1 設置の目的

定住促進に係る先進事例等や基礎的情報(人口動態等)の調査分析及び既存の定住促進に係る事務事業の見直し等や新規事業の創出の検討等を行い、その結果を庁議等へ報告することで、定住促進に係る施策提言等を行い、本市の定住促進を推進することを目的とする。また、併せて定住促進に係る庁内の連携強化及び若手職員の育成を図ることを目的とする。

2 構成メンバー

次に掲げる課等の職員のうち原則主幹以下の若手職員15人以内をもって構成する。若手職員の斬新な発想や高い情報収集能力に期待し、あわせて、若手職員の仕事に対する問題解決能力や意識の向上を図ることも期待できるため、あえて原則主幹以下の職員のみで構成するものである。

また、定住促進に関しては、今後の市を担う存在である若者の意見反映が重要であることから、まずは庁内の取組として、若手職員に限定し、闊達な意見が交わされることを期待するものである。

(1) 企画課，シティセールス課，都市計画課に所属する職員：各1人・計3人

※ 現段階における定住促進の主管課

(2) 財政課，こども家庭課，市民窓口課，税務課，交通防犯課，商工観光課，農業政策課，都市施設課，教育総務課，文化・生涯学習課，指導課に所属する職員：最大8人まで

※ 定住促進の関係課(関連事業や基礎的情報の主管課)

(3) 前2号の規定により選出された職員の所属課以外の課等に所属する職員で募集選考されたもの：最大5人まで

※ (2)及び(3)併せて12人となるよう調整を行う。

※ 構成メンバーの任期は、選任された日から当該年度の3月31日までとするが、再任を妨げないものとする(人事異動等もあるため、原則当該年度内とするものである。)

3 所掌事項

(1) 人口動態等定住促進に係る基礎的情報の調査に関すること。

⇒ 定住促進に係る施策を検討するに当たっては、まず龍ヶ崎市の基礎的情報を調査し、これを分析することは必須である。具体的には、近年の人口動態（転入者・転出者の数、世帯構成、転入又は転出した住所等）や居住・所有資産の状況（持ち家か借家か、世帯の収入状況等）、転入・転出要因調査、各種アンケート調査の結果の分析等が該当する。分析に当たっては、国が提供する地域経済分析システム（RESAS）等のビックデータ等も併せて活用する。

(2) 既存の定住促進に係る事務事業の見直し等及び新たな定住促進に係る事務事業の創出の検討に関すること。

⇒ シティプロモーション、住宅取得に係る補助金等直接的に定住促進施策として既に実施している事業はもちろんのこと、その他の事業であっても定住促進と連携することができる事業を見つけだし、事業の見直し等を図ることで、より定住促進に効果の高い事業として編成しなおす等の検討を行い、また、新たな定住促進施策の創出に係る検討を行う。

(3) 定住促進に係る先進事例等の調査に関すること。

⇒ 他自治体の先進事例等を調査・情報収集し、分析を行う。また、業務外でも情報収集を行う「くせ」を付けてもらうように促すことで、職員の仕事に対する問題解決能力や意識の向上を図る。

(4) 定住促進に係る庁内の連絡調整に関すること。

⇒ 定住促進に関する事務事業は、現在それぞれの所管課において実施されており、それを統一的・総括的に主管する部署がなかったことから、プロジェクトがその機能の一部を担えるようにする。また、プロジェクトの構成員が、主体的に、組織横断的な調整事務を行えるようにする。

(5) 定住促進に係る事務事業のうち、プロジェクトで実施するものとして市長が認めるものの実施に関すること。

⇒ 施策提言した事業で実施することとなったもののうち、プロジェクトが実施するものとした事業については、プロジェクトとして事業の実施を担う。

(6) その他定住促進に関して必要な事項に関すること。

⇒ その他必要に応じて勉強会の開催や視察研修等を検討する。

4 事務局

市長公室企画課地域戦略グループ



「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」へ

令和元年度
龍ヶ崎市定住促進プロジェクト成果報告書
令和2年3月 市長公室企画課